

令和4年3月31日

## 人 事 院 事 務 総 長

「管理監督職勤務上限年齢による降任等の運用について」の一部改正について（通知）

「管理監督職勤務上限年齢による降任等の運用について（令和4年2月18日給生一16）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| 第1 管理監督職勤務上限年齢による降任等関係<br>1・2 （略）<br>3 規則第3条第3号の「人事院が定める官職」は、次に掲げる官職とする。<br>一～五 （略） | 第1 管理監督職勤務上限年齢による降任等関係<br>1・2 （略）<br>3 規則第3条第3号の「人事院が定める官職」は、次に掲げる官職とする。<br>一～五 （略） |

六 国立感染症研究所の所長、  
感染症疫学センター長、エイズ研究センター長、病原体ゲノム解析研究センター長、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、感染症危機管理研究センター長、治療薬・ワクチン開発研究センター長、実地疫学研究センター長、次世代生物学的製剤研究センター長及びハンセン病研究センターの長

七・八 (略)

4～7 (略)

六 国立感染症研究所の所長、  
感染症疫学センター長、エイズ研究センター長、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、感染症危機管理研究センター長、治療薬・ワクチン開発研究センター長、実地疫学研究センター長及びハンセン病研究センターの長

七・八 (略)

4～7 (略)

以 上